

## 学校法人南九州学園と株式会社宮崎銀行との包括的連携に関する協定書

学校法人南九州学園と株式会社宮崎銀行は、次のとおり包括的連携に関する協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、学校法人南九州学園と株式会社宮崎銀行が包括的連携の下、学術・文化の振興、活力ある経済社会の形成及び地域経済の活性化を図りながら、幅広い分野で相互に協力し、地域の発展に寄与することを目的とする。

### (連携内容)

第2条 学校法人南九州学園と株式会社宮崎銀行は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 「食」「緑」「人」を通じた地域の振興と、地方創生に関する事項
- (2) 地域を支える人材の育成
- (3) 相互のノウハウを活かした地域課題解決に関する業務協力
- (4) 学内の研究成果の事業化に関する事項
- (5) その他両者が必要と認める事項

### (連絡調整及び協議)

第3条 学校法人南九州学園と株式会社宮崎銀行は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、必要に応じ協議を実施し、連携事業の企画立案、進行管理などを行うものとする。

### (有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して3年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日前30日までに、学校法人南九州学園又は株式会社宮崎銀行からの解約の申出がない場合は、3年間有効期間を延長する。その後においても同様とする。

### (守秘義務)

第5条 学校法人南九州学園と株式会社宮崎銀行は、連携事業の実施に当たって知り得た秘密を学校法人南九州学園又は株式会社宮崎銀行の承認を得ないで、他に漏らすことがあってはならない。

### (その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、学校法人南九州学園と株式会社宮崎銀行が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、学校法人南九州学園と株式会社宮崎銀行それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年 9月 / 日

宮崎市霧島5丁目1番地2  
学校法人南九州学園

宮崎市橋通東四丁目3番5号  
株式会社宮崎銀行

理事長 長谷川二郎

取締役頭取 平野亘也